



報道機関 各位

記者発表資料
令和元年7月12日（金）
問合せ先：商業振興課
課長：金子 芳久
担当：益田、上原
電話：816-3792

「さいたま市プレミアム付商品券」取扱加盟店を募集します！

さいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会では、10月1日から「さいたま市プレミアム付商品券」を発行します。そこで、商品券を利用することができる小売店、飲食店及びサービス業など、幅広くさいたま市内の店舗・事業所の募集を開始します。商品券は、取扱加盟店として登録いただいた店舗のみで使用できます。できるだけ多くのご応募をお待ちしています！

◎募集概要

1 募集期間

令和元年7月16日（火）から8月30日（金）まで

※期限を過ぎても登録はできますが、販売窓口配置する加盟店の一覧表には掲載できません。（専用ホームページへの掲載のみになります。）

2 応募資格

さいたま市内の店舗（事業所）

※詳細は、さいたま市プレミアム付商品券専用ホームページに掲載している「募集要項」、「事業約款」でご確認ください。

3 応募方法

専用ホームページ、FAX または郵送のいずれかの方法でご応募ください。

【専用ホームページの場合】URL：<https://premium-gift.jp/saitama/>

【FAX の場合】FAX 送信先：048-649-4510

【郵送の場合】郵送先：〒330-0845 さいたま市大宮区宮町2-75 7階
さいたま市プレミアム付商品券事務局（株JTB 埼玉支店内）あて

4 専用コールセンターのご案内

取扱加盟店の条件など、店舗等からの相談を受け付ける電話窓口を設けています。

電話：048-644-5691

期間：令和元年7月16日から令和2年4月（予定）まで

時間：9時30分から17時30分まで（土日祝、12月28日から1月5日を除く。通話料金がかかります。）

【参考】さいたま市プレミアム付商品券について

10月の消費税率引上げが、所得の少ない方・小さな乳幼児のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に発行します。

1 概要

(1) 購入対象者

ア 令和元年度の住民税（均等割）が非課税の方

※課税されている方の扶養になっている方、生活保護受給者等は対象外です。

イ 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子がいる世帯主の方。この期間に生まれた子の人数分、購入できます。

※上記アイ両方を満たす場合は、両方の条件で購入できます。

(2) 購入単位：1冊あたり5,000円

（販売価格4,000円、プレミアム分1,000円）

(3) 購入限度額：住民税（均等割）が非課税の方：1人につき5冊

小さな乳幼児のいる子育て世帯主の方：お子さま1人につき5冊

(4) 当初発行額：38億5千万円（プレミアム分25%含む）

(5) 使用期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

2 購入方法

(1) 購入方法

商品券の購入には購入引換券が必要です。

1 (1) アに該当する方

事前に申請が必要になります。8月から申請書を順次郵送しますので、申請書等を、同封の返信用封筒で提出いただきます。審査後、対象となる方へ購入引換券を郵送します。

1 (1) イに該当する方

9月下旬以降、順次、購入引換券を郵送します。

(2) 販売窓口

市内約100か所（予定）

(3) 販売期間

令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）まで

※先着順ではありません。購入引換券をお持ちの方は商品券を購入することができます。